

令和元年度第十回（一月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第10回総会議事録

1 開催日時 令和2年1月29日(水) 開会 午後3時30分～閉会 午後4時40分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太大 14番 横田親紀 15番 澤久 進

16番 西尾正信 17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農業用施設届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知申出書受理の件

第7号 令和元年度諫早市農地等最適化推進施策の改善に関する意見書への
回答の件

7 その他

議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、幸町の農地1筆、410㎡について、農地の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は14,479.71㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、有喜地区、天神町の農地2筆、2,105㎡について、農地の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は14,885㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、長田地区、長田町の農地1筆、481㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,789㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕うん機等の機械は所有されています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、高来地区、高来町船津の農地1筆、807㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,181㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン機等の機械は所有されています。また、農業に25年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、水稻等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、2番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、馬鈴薯、大根等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、馬鈴薯、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、4番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 (議案第3号) ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番ですが先月土地の一部に事前着工が認められたということで保留になった件です。今回、事前着工が解消したということで改めて申請があったものです。それでは説明に入ります。目代町の現況が畑となっている農地2筆、計152.1㎡について、隣接している太陽光発電施設用地を拡張し、パネル36枚、隣接地と合わせまして288枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は全体で935.71㎡、売電単価は18円です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策については申請地の西側にある市道の道路側溝へ放流します。排水施設の流量計算書の提出があり、道路課にて確認済でございます。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

2番、小川町の畑1筆4.52㎡について、通路用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請者は隣接地の同町の山林に自己の住宅を建築します。その住宅までの通路として同町の宅地を利用し、本申請はこの通路の隅切り部分として農地転用申請があったものです。申請地ですが、盛土を最高1.06m実施し、周囲にはコンクリート擁壁を設置します。雨水については自然流下にて道路側溝へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しており、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

3番、川内町の畑2筆計302㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ヘクタール以上広がる第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当します。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は自然流下、汚水等は合併浄化槽を通じて北側にある水路へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しており、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

4番、川内町の畑4筆計13.26㎡の農地について、排水管の埋設工事をするために一時転用とする申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は使用貸借4か月、農地の立地基準については、農地全体の広がり10ヘクタール以上広がる第1種農地に該当すると思われませんが、一時転用であるため、不許可の例外に該当します。本申請ですが、3番の申請にあります木造平屋建ての住宅を建築するにあたり、合併浄化槽を通じて北側にある水路へ放流するための排水管の埋

設工事を行うための一時転用となり、令和2年5月までに復元するという復元計画書の提出がなされております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

5番、真崎町の田1筆の697㎡の農地を分譲宅地としての転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は2区画分の分譲宅地を造成ということで、農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、申請者が一般社団法人であるため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、最高2m程盛土をします。申請地の西側から南側、東側の一部の周辺には法面を設けます。日照・通風については4mから5m程緩衝地を設けるため、隣接の農地には影響はないものと思われます。雨水は道路側溝を使い西側河川に放流します。汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可申請中です。

6番、森山町唐比の畑1筆1,257㎡の農地について、併用地の山林343㎡と合わせた1,600㎡を太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル256枚を設置し、設置面積は950.92㎡、売電単価は18円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず現状のまま利用し、雨水排水対策については縦3m、幅3m、深さ2.6mの浸透池を4か所設置し、周辺の土地に雨水等が流出しないように施工します。排水施設の排水能力について計算書の提出があり、河川課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

7番、飯盛町開の田1筆549.14㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は使用貸借永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造平屋建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

8番、高来町三部巻の田1筆1,021㎡の農地について、駐車場用地40台分とするものです。契約内容は賃借権設定5年、区域区分はその他区域、農振白地でございます。農地の立地基準については高来支所から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.5m実施し、転圧後砂利敷といたします。雨水排水対策については幅80cm、深さ24cm、底面20cmの素掘の側溝を設け、縦80cm、幅80cm、深さ65cmの集中柵を通じて、水路へ放流します。駐車場への進入口ですが、隣接地の資材置場の一部を通路として利用することについて、承諾書の提出がっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

9番、高来町下与の田2筆計911㎡の農地について、事務所及び建売分譲住宅

用地2区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については、小江駅から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高1.5m程実施し、西側に擁壁を設け、南側に法面を設置します。建物については、事務所は木造平屋建て、住居は木造二階建てを2戸建築します。雨水は道路側溝へ放流し、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

10番、高来町上与の畑2筆計341㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がり10ヘクタール以上広がる第1種農地と思われませんが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、切土を0.5m程実施し、北側から南側の一部周辺にコンクリートブロックを設置し土砂流出の被害がないよういたします。建物は木造二階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

11番、高来町小峰の田1筆802㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル192枚を設置し、設置面積は620㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については幅50cm、深さ50cmの素掘の側溝を設置し道路側溝へ放流します。なお、素掘の側溝の途中に縦2m、幅2m、深さ2mの調整池の役割をする溜桝を設置します。排水施設の排水能力について計算書の提出があり、高来支所産業建設課にて確認済みでございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

12番、高来町小峰の田1筆1,361㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル252枚を設置し、契約内容は売買。設置面積は全体で690㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については幅50cm、深さ50cmの素掘の側溝を設置し水路へ放流します。なお、素掘の側溝の途中に縦3m、幅3m、深さ3mの調整池の役割をする溜桝を設置します。排水施設の排水能力について計算書の提出があり、高来支所産業建設課にて確認済みでございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。地区別協議会において、溜桝の深さが3mというのは本当なのか、深くないかとの質問がありましたので、確認したところ間違いのないとのことでした。3mの深さとなると危険性があり、その安全対策について、転用事業者を確認したところ、溜桝に蓋を設けるか、周辺にフェンスを張るか検討しているとのことでした。

議案第3号については以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番について、補足説明を致します。本件は先月の総会で保留になったものです。再度、担当地区の推進委員と現場を確認してきました。地区協議会で協議したところ、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番と4番の補足説明を致します。
3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番について補足説明を致します。
5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の

- ほどよろしくお願ひします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、6番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 6番の委員補足説明を致します。
 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、7番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 7番の委員補足説明を致します。
 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。
 議 長 次に、8番から12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委 員 8番の委員補足説明を致します。
 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。
- 委 員 9番と10番の委員補足説明を致します。
 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。
 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。
- 委 員 11番と12番の委員補足説明を致します。

11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。なお、事務局から説明があったとおり、溜樹の深さが11番は2m、12番は3mありますので、転落防護柵の設置をして許可をお願いしたいと思います。

議長 8番から12番について説明がありました。11番と12番については、溜樹への転落防護柵の設置をしたらどうかという意見が出ております。委員さん達のご意見を賜りたいと思います。

委員 11番と12番については、危険だということで、こちらの地区別協議会においても何らかの方策をした方がいいという意見が出ましたので、是非その旨を転用事業者に承認していただくという条件で許可を出すということをお願いしたいと思います。

委員 事務局にお尋ねしますが、3mの溜樹はコンクリートボックスで柵をつくるのか。

事務局 確認したところ、溜樹は素掘りで底面に砂利を入れるとのことでした。

委員 浸透させる考えなので、1面を緩い勾配にしてもらってはどうか。

委員 緩い勾配を設けて、フェンスで囲むようにしてもらって欲しい。

委員 12番は勾配をつける余地はあるが、11番は勾配をつける余地がない。

委員 11番の配置図を見ると太陽光パネルの箇所をフェンスで囲っているの、溜樹も一緒に囲むようにお願いしてはどうか。12番は溜樹が太陽光パネルから離れているので、それぞれフェンスで囲ってはどうかと思う。

議長 11番は太陽光パネルと溜樹を一緒に囲み、12番は太陽光パネルと溜樹をそれぞれ囲んで許可をするということではいかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、11番と12番はフェンスの設置をお願いして許可し、8番から10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第4号)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,626㎡を、農業経営を行うため、使用貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,043㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、赤崎町の農地1筆、969㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稲の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,085㎡を、農業経営規模拡大を行

うため、購入する申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

5番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、959㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

以上、1番～5番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありました。1番から5番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4、5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の6番から15番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号の6番から15番、議案第5号の1番から10番について説明します。

議案第4号の6番、小野地区、小野町の農地1筆、1,019㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の7番、小野地区、小野島町の農地2筆、4,000㎡を、議案第5号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の8番、小野地区、小野島町の農地1筆、4,898㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の9番、有喜地区、早見町の農地2筆、1,900㎡、

10番、有喜地区、早見町の農地12筆、12,028㎡、計13,928㎡を、議案第5号の4番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第4号の11番、有喜地区、早見町の農地2筆、2,296㎡を、議案第5号の5番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設

定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の12番、長田地区、白浜町の農地1筆、802㎡を、議案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第4号の12番猿崎町の農地1筆、856㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第4号の12番猿崎町の農地1筆、1,616㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の13番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,535㎡を、議案第5号の9番に賃貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、草花の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の14番、高来地区、高来町神津倉の農地2筆、1,654㎡、

15番、高来地区、高来町溝口、高来町泉の農地2筆、2,893㎡の計4,547㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上 第4号議案の6番から15番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第5号議案の1番から10番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の6番から15番、また、議案第5号の1番から10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第4号の6番から15番を許可し、議案第5号の1番から10番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第4号の6番から15番を許可し、議案第5号の1番から10番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。

小栗地区から1件、小栗・有喜地区から1件、小野地区から2件、長田地区から1件、長田・高来地区から1件、多良見地区から1件、小長井地区から3件、合計10件の届出が出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から5件、森山地区から1件、合計6件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の5件のうち1件は都合により耕作できなくなったため、もう1件は売買するため、小野地区の残り3件と森山地区の1件は、耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、日の出町の畑98㎡を通路用地にする売買の届出です。

2番、貝津町の田343㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、天神町の畑1筆675㎡の一部70㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、本明町の田2筆637㎡について、田畑転換する届出です。こちらですが、農地の一部が新幹線用地に買収されており、その残地が三角の形で、水稻栽培に不向きであるため田畑転換を行うものとなっております。工事後はバレイショ、にんにく等を作付する計画となっております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

小栗地区から1件、長田地区から1件、合計2件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。

報告第7号「令和元年度諫早市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書への回答の件」について報告します。概要を申しますと、担い手への農地利用の集積・集約化の推進について要望していた件につきましては、農地中間管理事業の事務手続き期間の短縮と報告書類の廃止が行われ、農業者の負担が軽減されておりますという回答がっております。基盤整備関係事業につきましては、市総合計画の中で、目指す姿として最優先事業として位置づけているとのことでした。また、今年度より飯盛町後田地区において畑地かんがい施設の整備事業に着手し、小長井町柳新田地区と長田東部地区において基盤整備事業を行うための調査に着手したとの報告がっております。未整備地区についても多良見町大草地区、佐瀬地区において地元説明会を開催し事業区域の検討を行う等実施へ向けた協議に着手したとのことでした。このほか森山地域及び小野地区においては暗渠排水事業の予算確保や支援に努めていきたいと考えているとの回答をいただきました。

それから耕作放棄地の発生と解消に関する施策の推進については、来年度から本

格的に取り組みます「人・農地プラン」の実質化という部分で、今後荒れていくと考えられる農地を担い手に集約していきたいとのことです。

それから新規参入等に関する施策の推進については、農業次世代人材投資資金、旧青年就農給付金を引き続き実施し、若い方たちの就農に対する支援をしていきたいとのことでございます。

それから有害鳥獣対策についてですが、鳥獣の種類によって対策が異なりますが、今後も引き続き対策を支援するとのことでした。簡単でございますが以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	4件。
議案第3号	農地法第5条許可	12件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	15件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	10件。

以上、審議件数は、全部で42件でございます。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございます。それでは、これもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第10回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)